

東北大学における研究評価について

東北大学については、平成16年度に研究開発評価活動に関する意見交換を実施した。当該意見交換時に行われていた各種のマネジメントと評価は、更なる改良を加えられ、実施されるとともに、新たな取組みも見られる。また、各部局においても、独自のマネジメントと評価が行われており、研究活動を戦略的に推進している。

1. 東北大学の概要

1-1 基本理念

大学の使命

東北大学は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造する。

また、研究の成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献する。

また、「東北大学が目指す大学の姿」として、以下のような目標を掲げている。

- ・ 世界最高水準の総合研究拠点の確立
- ・ 社会の発展と新たな知の創造を担う指導的人材の養成
- ・ 世界と地域への貢献
- ・ 世界最高水準の研究・教育拠点にふさわしい文化・環境・経営体制の整備

1-2 大学運営・教育研究組織（資料1参照）

1-3 教員数（平成19年5月1日現在）

教授	821名
准教授	638名
講師	153名
助教	994名
助手	69名
合計	2,681名

※ 学長・理事・監事は含まない。

1-4 学生数（平成19年5月1日現在）

学部	10,913名	留学生内数	124名
修士課程（博士前期）、専門職学位課程	4,155名	留学生内数	302名
博士課程（博士後期）	2,740名	留学生内数	447名
合計	17,808名	留学生内数	873名

1-5 収入・支出（平成18年度決算）

収入		(単位：百万円)
区分	金額	
運営費交付金	53, 981	
施設整備費補助金	2, 488	
補助金等収入	638	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	141	
自己収入	39, 858	
授業料、入学料及び検定料収入	10, 396	
附属病院収入	23, 649	
財産処分収入	1, 557	
雑収入	4, 256	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	15, 088	
長期借入金	2, 185	
承継剰余金	38	
目的積立金取崩	0	
計	114, 417	

支出		(単位：百万円)
区分	金額	
業務費	73, 147	
教育研究経費	49, 204	
診療経費	23, 943	
一般管理費	17, 312	
施設整備費	4, 814	
補助金等	638	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	13, 123	
長期借入金償還金	4, 608	
国立大学法人財務・経営センター施設費納付金	85	
計	113, 727	

科学研究費補助金・外部資金		(単位：百万円)
区分	金額	
科学研究費補助金（間接経費を含む。）	10, 269	
民間等との共同研究	2, 028	
受託研究	7, 927	
寄附金	4, 248	
学術指導	79	
その他補助金	3, 918	
計	28, 469	

2. マネジメント体制

東北大学では、研究担当理事がマネジメントを行うためのサポート体制として、研究推進審議会及び研究戦略推進室が置かれている。

研究推進審議会は、総長が指名する理事又は副学長並びに各研究科及び附置研究所の教授等で構成され、研究に係る全学的な方針及び戦略の策定に関する事項等、全学的な研究の推進に関する事項について審議・関係部局間の連絡調整を行っている。（審議会規程は資料2参照。）

研究戦略推進室は、総長が指名する理事又は副学長、本学の教員並びに後述する産学官連携推

進本部の各部長、研究基盤推進本部の研究基盤企画部長及び特定領域研究推進センターの室長・副室長等で構成され、研究推進の将来ビジョンに関する事項等について検討を行っている。(設置要項は資料3参照。)

また、本部事務機構及び通常の部局とは異なる形として特定事業組織が置かれており、研究協力を推進するため、産学官連携研究推進を担当する産学官連携推進本部と、戦略的に競争的資金等を獲得するための方策等に關し、企画し、並びに情報を収集し、及び発信することにより本学の研究推進に資するため研究基盤推進本部が設置されている。

さらに、平成18年度からは、全学的に特定領域研究（例：分子イメージング、マイクロナノマシニング）を推進するため、新たに特定領域研究推進支援センターを立ち上げた。

事務組織としては、本部事務機構の中に研究協力部が置かれており、研究協力課、産学連携課及び企画推進室が連携して事務的なサポートを行っている。（事務組織規程は資料4参照。）

なお、研究担当理事には、中長期的な研究戦略の策定及び企画立案をサポートするため、戦略スタッフ2名を雇用している。

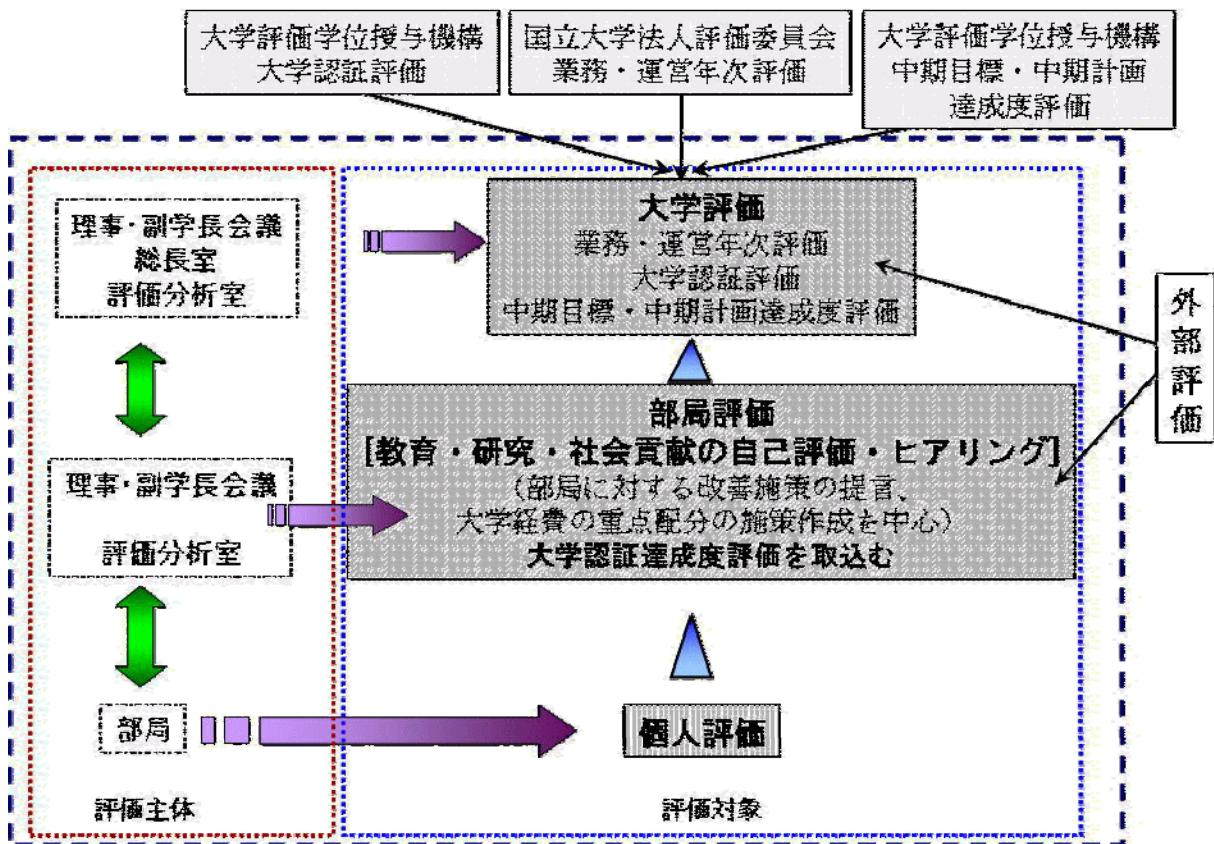
3. 評価体制

東北大学では、平成17年度から部局評価を実施しており、各部局で作成された自己評価報告書等に基づき、理事・副学長会議において部局評価ヒアリングを実施している。（部局評価については、次節にて概説する。）

評価方法、評価基準及び評価体制の企画立案等のため、評価分析室が置かれており、理事・副学長会議における部局評価ヒアリングに関する企画・立案を行っている。（設置要項は資料5参照。）

事務組織としては、本部事務機構中、総務部総務課に評価監理係が置かれており、評価に関する事務を行っている。

なお、国立大学法人評価委員会が実施する中期目標・中期計画達成度評価については、総長室が、認証評価については評価分析室が担当している。（次頁図参照）



東北大学における評価体制（出所：東北大学ホームページ）

4. 大学として実施されている評価

ここでは、前述した部局評価について概説する。

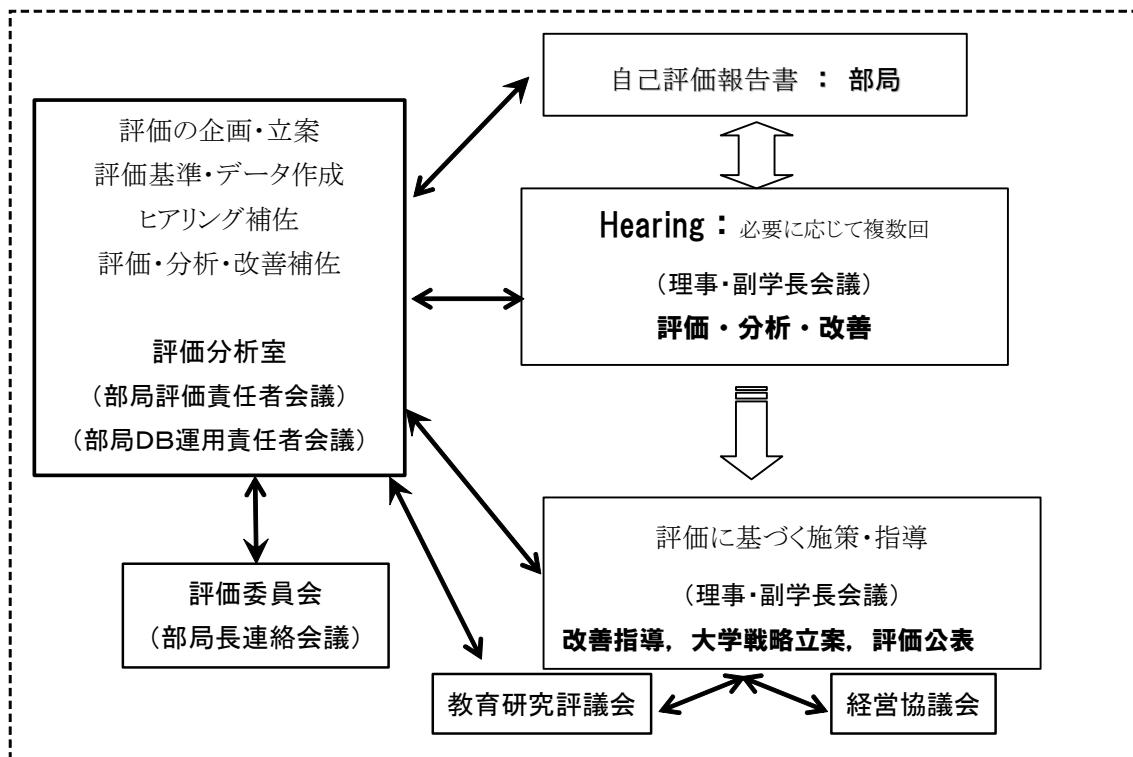
1) 評価の目的

- ① 大学は部局自己評価報告に基づく部局評価を通して、部局の教育・研究・社会貢献活動の現状を把握し、卓越する点や改善すべき点を部局と共通認識することによって、部局諸活動の向上に資する施策・方針を策定・実施し、大学全体の教育・研究水準の向上を図る。
- ② 部局は年一回、部局自己評価報告書を作成することによって諸活動の状況を点検し、改善すべき課題を明確にして部局の教育・研究水準の向上を図る。
- ③ 大学・部局は評価結果に基づき、卓越する点はより飛躍させ、改善すべき点は解決を図るよう、既存活動の見直しによる新たな教育・研究・社会貢献活動への取組を実現する。
- ④ 大学は評価結果に基づき、概算要求や総長裁量経費等の重点的な予算、人材等の資源配分の施策を講じる。
- ⑤ 大学は部局自己評価書、関連資料、評価結果等を集計・編集して、世界最高水準を目指す観点からの東北大学白書や、東北大学の卓越した活動を広く社会にアピールする

大学年次報告（Annual Report）としてまとめて公開する。

2) 評価組織

各部局において自己評価を実施し、自己評価報告書及び関連資料に基づき、理事・副学長会議において評価ヒアリングを行い、各部局の評価分析を行う。なお、部局評価の評価指標は評価分析室で検討されている。（下図参照）



部局評価の実施体制（出所：平成17年度部局評価実施要綱¹より抜粋）

3) 評価方法

評価時期

年1回。平成19年度は、8月末までに各部局の自己評価報告書が提出され、10月上旬に理事・副学長会議による評価ヒアリングが実施されている。

評価項目

評価項目については、毎年度評価分析室が見直し、関係会議に付議している。

4) 評価結果の活用

平成17年度の評価は、率直な意見を集めるために、資源配分には活用しないこととしたが、平成18年度以降の評価では、資源配分に活用している。具体的には、各部局に配分される予算のうち10%を、評価結果に基づき重点配分している。

¹ <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/hyoka/303-1hyoukajisshiyoushou.pdf>

5. その他特記事項

5-1 井上プラン2007（東北大学アクションプラン）²

井上現総長が、2006年11月に総長就任したと同時に総長室を設置し、総長室のメンバーを中心として、2007年度を初年度とするアクションプラン「井上プラン2007」を取りまとめた。

井上プラン2007では、「世界リーディング・ユニバーシティ」を目指す東北大学が、井上総長の任期中に取り組むべき重点的な課題について、教育、研究、社会貢献キャンパス環境、組織・運営の5つの柱ごとにアクションプランをまとめている。

5-2 大学情報データベース

教員の個人業績評価を実施するために、教員の個人データを入力・集計することができるシステム「大学情報データベース」を平成17年度から本格運用している。本システムは、総合大学としての優れたモデルの一例として、既に10校以上の大学に販売されている。

6. 部局で実施されているマネジメント・評価

東北大学では、部局ごとに評価・マネジメントを行なう組織を設置し、各部局独自の取組みを実施している。ここでは、理学研究科・理学部及び工学研究科・工学部における評価・マネジメントについて概説する。

6-1 マネジメント

1) 理学研究科・理学部

理学研究科・理学部では、部局全体の評価・マネジメントを行なう組織として評価分析・研究戦略室を設置している。評価分析・研究戦略室では、月1回程度の定例の室会議を開催し、優れた研究を選び出す作業、ホームページ記事の作成、各種データの電子化作業などを行っている。ここで出される情報については、週1回開催される補佐会（研究科長、副研究科長、研究科長補佐及び事務職員若干名で構成）に提出され、部局全体の戦略等について大筋の方向が議論される。

また、部局全体からの意見集約・部局内の調整が必要な場合は、隨時評価分析・研究戦略室運営委員会を開催している。

2) 工学研究科・工学部

工学研究科・工学部では、研究マネジメントを行うために、研究企画センターの中に研究企画会議及び研究企画会議と先端学術融合工学研究機構運営委員会の合同会議を毎月開催している。

g v /vt² <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/president/open/plan/>

これら会議では、競争的資金の公募状況、科学研究費補助金の公募・申請・採用状況の分析、研究成果の新聞発表などを定期的に分析し、研究戦略について議論を行っている。

また、平成19年度から、研究科長戦略的経費により、重点推進研究プログラム（1件500万円、年4件）及び若手研究者萌芽研究育成プログラム（1件200万円、年5件）の支援制度を設けている。審査に関して、特徴的な点として重点領域研究について、必ず大型の競争的資金に応募することを採択の条件としていることが挙げられる。

6-2 評価

1) 理学研究科・理学部

理学研究科・理学部では、前述の部局評価における自己評価以外にも、外部評価委員会を独自に設け、約7年ごとに外部評価を実施している。（初回は平成5年、第2回は平成12年、第3回は平成19年に実施。直近の評価結果がホームページに公開されている³⁾。）

また、平成18年度から、研究科長裁量経費として、国際研究集会派遣旅費援助基金（1件につき30万円程度）及び若手研究者奨励研究基金（1件につき100万円程度）を設けており、それらの審査を補佐会で実施している。特徴的な点を挙げると、応募要件として、直近の科学研究費補助金へ応募していること及び次回の科学研究費補助金へ応募することが挙げられる。

2) 工学研究科・工学部

工学研究科・工学部では、評価を行う組織として、評価室を設置している。評価については、前述の部局評価における自己評価以外にも、工学研究科・工学部独自に行う自己評価を原則2年ごとに、外部評価委員会による外部評価を原則5年ごとに実施している。（自己評価、外部評価共に第1回評価は平成5年度に実施。）

7. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成19年10月15日に東北大学のマネジメント及び評価担当者との意見交換を実施し、東北大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である小林信一氏（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）及び桜井誠人氏（宇宙航空券旧開発機構総合技術研究本部宇宙先進技術研究グループ主任研究員）に同席いただいた。後日、両委員から、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体について

区分	コメント
マネジメントについて	<ul style="list-style-type: none">○ 研究戦略推進室・企画推進室を設置するなど、体制整備が進んでいる。 専任のスタッフを2名配置。○ 井上プランを策定して、東北大学のアクションプランを明らかにして

³ <http://www.sci.tohoku.ac.jp/docs/world-wide/2006gaibuhyouka.pdf>

マネジメントに必要な情報収集	いる。 ○ 企画推進室や研究戦略推進室を中心に対応している。 ○ ReaD（研究開発支援総合ディレクトリ ⁴⁾ のデータベースよりも詳細な東北大学のデータベース（特に論文の査読の有無について）を作成している。このデータベースを他の10大学あまりも導入していることは注目に値する。
マネジメントのプロセス	○ 学長のリーダーシップ、執行部の体制、支援組織が重厚で、部局との連携体制も整っており、それらが毎年の試行錯誤を通じて改善を図っている。 ○ 研究戦略推進室、研究協力部（研究協力課、产学連携課、企画推進室）特定領域研究推進センターなどを設置し研究戦略をしっかりと企画・立案している。 ○ グローバル COE 採択などを目指して、学内のシーズを育ててゆく努力をしている。 ○ 研究者が研究に時間を使えるように配慮している。安易な会議を避けている。
評価活動について	○ 評価分析室を中心に、部局の担当組織と連携しつつ取り組んでいる。 ○ 評価分析室を設置している。 ○ 大学の経営陣が比較的強いリーダーシップを持っており、大学内の活動を活性化させるトリガーになっているように感じる。
内部における研究評価活動の実施状況	○ 個別の評価活動は部局中心だが、部局単位の評価を全学的に実施。法人評価等とリンクして実施している。また、個人評価の基礎となるデータベースの開発を進め、他大学へも波及している。 ○ 「研究活動の活性化を志向した基礎研究評価のあり方」に関する大規模な研究を行い、科学的に有効な評価方法を提案している。
学外競争的資金との関わり	○ 部局レベルで対応している部分が大きいが、全学的研究戦略の策定を通じて間接的に競争的資金の獲得に影響している。 ○ 科研費などの説明会を開催し、科研費に申請可能な研究者をリストアップしている。新しい外部資金の情報を積極的に告知し、急な申請に対しても対応できるよう日頃から準備している。
第三者評価への活用	○ 法人評価、認証評価を念頭において評価を設計している。 ○ 外部評価委員会を設置している。
マネジメントと評価との関係	○ 研究戦略に反映しているほか、全学的資金配分への反映を試行している。 ○ データベースや外部委員の評価、その他各種評価結果を研究戦略、学長裁量費、資源再分配のプライオリティ付け、部局長裁量費などに利用している。

2) 部局（理学研究科・理学部、工学研究科・工学部）について

区分	コメント
マネジメントについて	○ 部局レベルで評価分析・研究戦略室（理学研究科）、研究企画会議（工学研究科）等を設置し、研究戦略、評価活動に対応。専任スタッフはないが、支援スタッフはいる。全学組織へ人員を送り出し、連携を図っている。 ○ 工学部、理学部ともに学部の性格にあったマネジメントを実施しているように感じられた。
マネジメントに必要な情報収集	○ 部局の関連室員が中心になって情報収集。個人業績データベースの運営、WEB情報管理、広報活動ともリンクさせている。 ○ 理学部においては、広報室が目立った業績を上げている研究者をホームページ上で紹介していることは、興味深い試みである。
マネジメントのプロセス	○ 部局レベルの戦略策定や部局内の資源配分に反映。若手支援も実施。

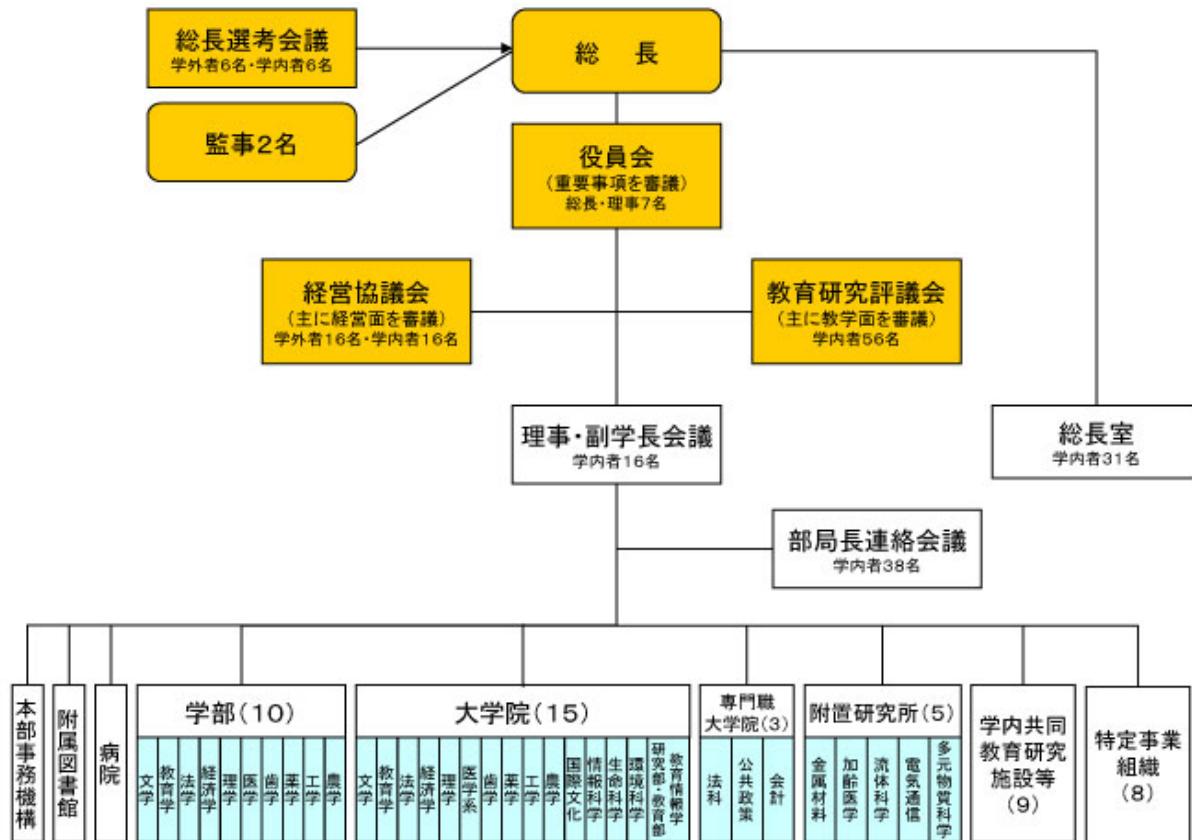
⁴ <http://read.jst.go.jp/>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工学部では膨大な研究者データベースをプリントアウトして配布することにより相互チェックしている。 ○ 工学部では、研究科長戦略的経費により、重点推進研究プログラム及び若手研究者萌芽研究育成プログラムを用意してモチベーションをあげている。
評価活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部局レベルで評価分析・研究戦略室（理学研究科）、研究企画センター及び評価室（工学研究科）等を設置し、研究戦略、評価活動に対応する重厚な体制を有している。専任スタッフはいないが、支援スタッフはいる。全学組織へ人員を送り出し、連携を図っている。 ○ 理学部、工学部共にインパクトファクターによる過重評価の危険性、トレンドのテーマへの研究の集中等に配慮しつつ評価を行っている。
内部における研究評価活動の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人評価に対応する評価活動のほか、広報活動と結びつける形で、定的に研究活動をウォッチしている。 ○ 個人評価は、部局が責任をもって実施している。質的側面のピアレビューを重視している。 ○ メディアに発信できるよう、ある種の当番性で対応している試みは大変ユニークである。
学外競争的資金との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部資金申請・獲得状況のモニタリング、若手支援などをしている。 ○ 工学部では、科研費に何件応募できるか個別指導している。
第三者評価への活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人評価、認証評価と結びつける形で、個人評価を進めているほか、部局評価のための作業を実施している。 ○ 理学部、工学部共に学外者の評価と提案を受け入れ、改善すべき点を明らかにし、フォローアップしている。
マネジメントと評価との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究評価のための組織と研究戦略検討のための組織が同一、もしくは密接に関係しており、戦略立案や資源配分に結びつけられている。 ○ 各学部内での評価に対してそれに対するインセンティブを与えることにより学部内で同意を得ることは可能であっても、学部間の格差についてまでインセンティブを反映できない問題がある。

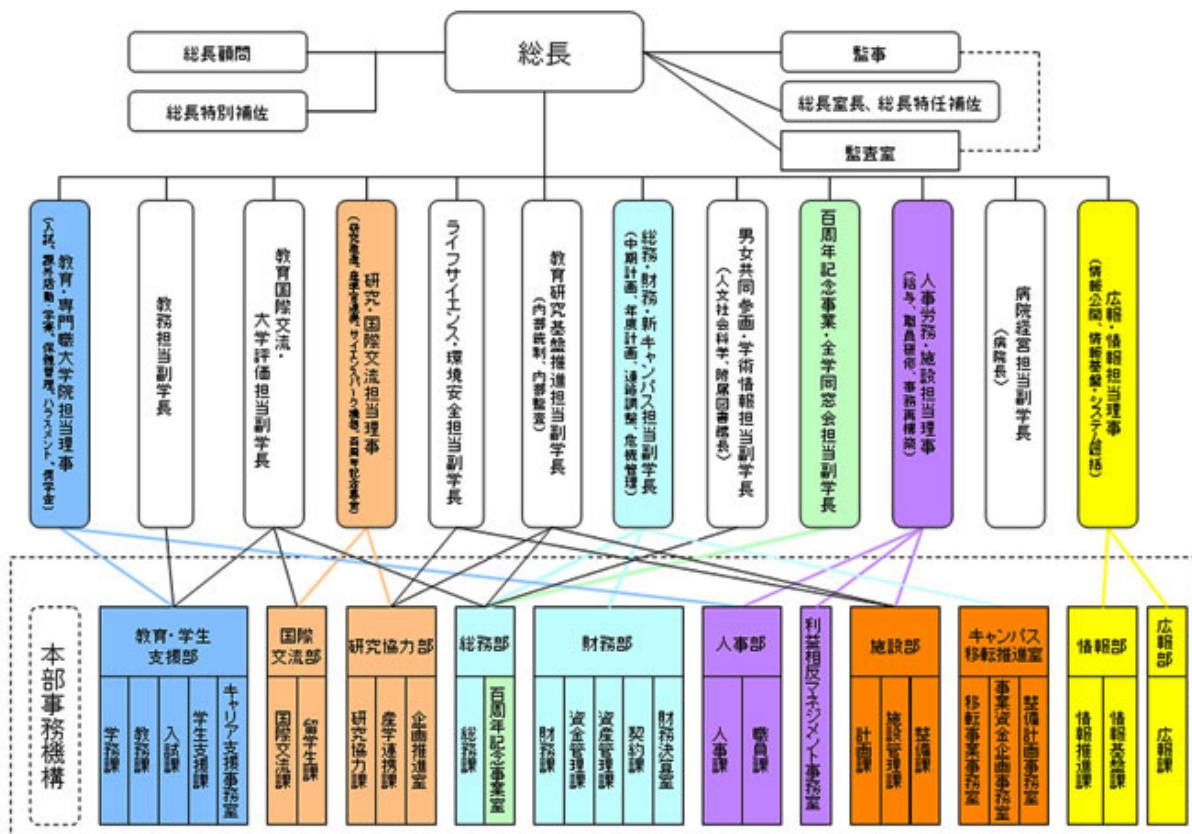
3) その他のコメント

- 何よりも、評価、戦略策定のための組織体制が充実している。全学レベルでは専任スタッフが配置されているほか、部局ごとに体制整備が図られている。評価と戦略形成、全学と部局の間の連携がよく、全学的に重厚な体制が構築されている。
- 評価システムも、法人評価を念頭に置きながら、無駄を排しつつ体系的に構築されている。個人評価のためのデータベースともリンクしており、システムとしての無駄がない。これらを通じて教員個人の負担を極力軽減することに配慮している。
- 研究者に最も足りないのは時間であることを客観的事実により明らかにし、工学部では会議を禁止する曜日を定めるなど具体的にチャレンジしている姿勢は参考になった。
- メディアの露出を戦略的に増やしている事は参考になった（工学部）。目立った業績のある研究者をホームページで取り上げるなどユニークな試みをしている（理学部）。研究評価は大変難しいので、このような間接的な取り組みが正しい評価につながるのではないか。

○ 運営組織



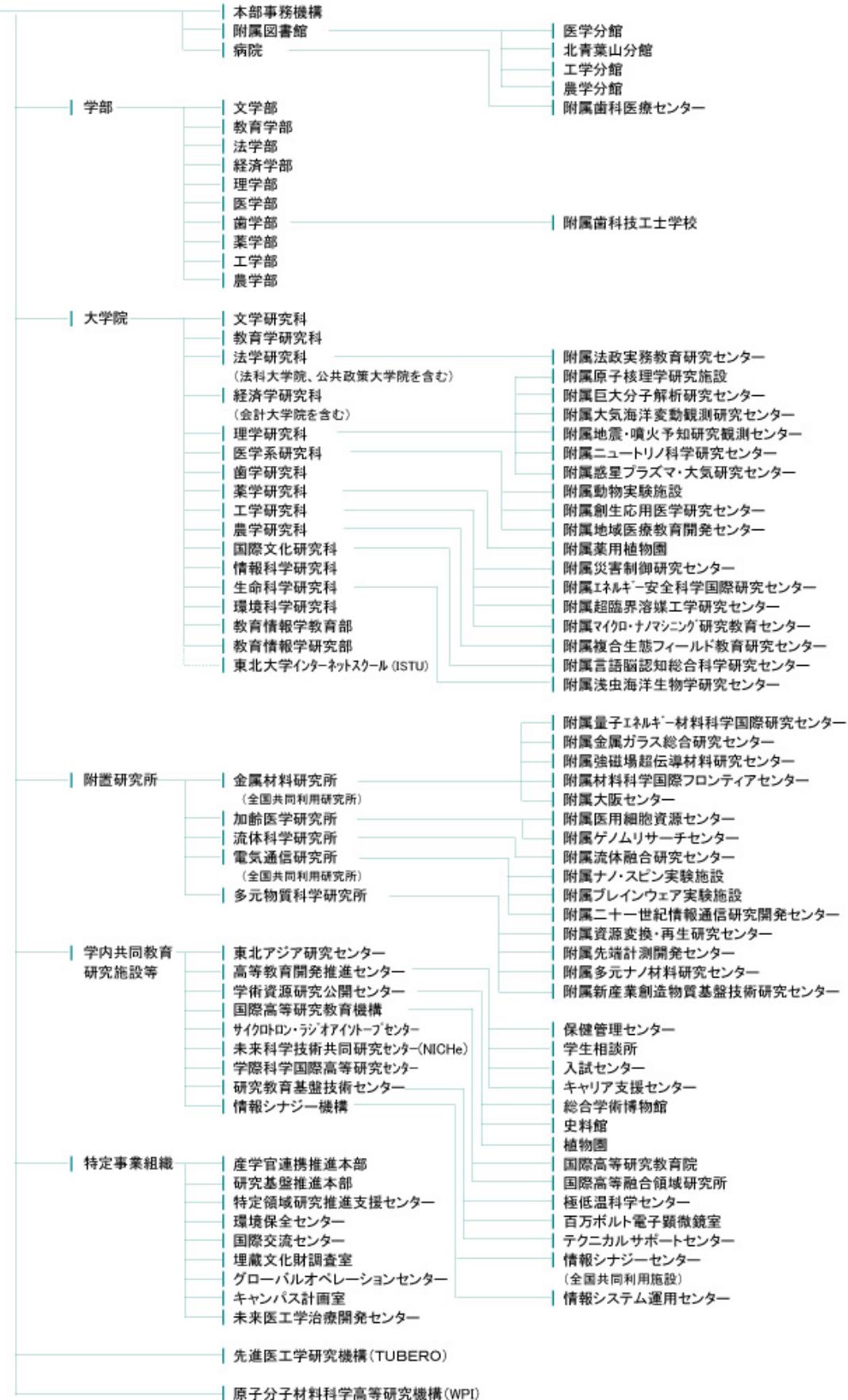
○ 理事・副学長・本部事務機構



○ 機構図

国立大学法人東北大学

東北大学



国立大学法人東北大学研究推進審議会規程（抄）

平成 13 年 9 月 18 日
規第 149 号

第 1 章 研究推進審議会 (設置)

第 1 条 国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)に、研究推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、併せて関係部局間の連絡調整を図るものとする。

- 一 研究に係る全学的な方針及び戦略の策定に関する事項
- 二 全学的又は部局横断的な研究プロジェクト又は研究組織の編成に関する事項
- 三 全学に係る研究基盤の整備に関する事項
- 四 研究に係る国際協力の推進に関する事項
- 五 研究の促進及び支援に係る全学的な仕組みの整備に関する事項
- 六 その他全学的な研究の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 各研究科及び教育情報学研究部の教授 各 1 人
- 三 各附置研究所の教授 各 1 人
- 四 病院の教授 2 人
- 五 サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター長
- 六 東北アジア研究センターの教授 1 人
- 七 情報シナジー機構情報シナジーセンター長
- 八 特定領域研究推進支援センター長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第 1 号に掲げる委員のうちから総長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第 5 条 第 3 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第 6 条 第 3 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

第 2 章 雜則

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、研究協力部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則(平成 18 年 4 月 26 日規第 88 号改正)

この規程は、平成 18 年 4 月 26 日から施行し、改正後の第 3 条第 7 号及び第 8 号の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

国立大学法人東北大学研究戦略推進室設置要項

平成 18 年 11 月 22 日
総長裁定

(設置)

第 1 条 国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)に、研究戦略推進室を置く。

(任務)

第 2 条 研究戦略推進室は、理事又は副学長のうちから総長が研究推進担当として指名する者(以下「研究推進統括責任者」という。)を補佐するため、本学の研究推進に関する基本方針に基づき、産学官連携推進本部、研究基盤推進本部、特定領域研究推進支援センター及び研究推進審議会と連携を図り、次に掲げる事項の検討を行うことを任務とする。

- 一 研究推進の将来ビジョンに関する事項
- 二 研究推進のための学内研究環境の調査及び改善に関する事項
- 三 全学的な研究プロジェクト等の研究協力体制に関する事項
- 四 科学研究費補助金等外部資金獲得の具体的施策に関する事項
- 五 産学官連携の推進に関する事項
- 六 特定領域研究の推進に関する事項
- 七 その他研究推進に関し、室長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 研究戦略推進室は、室長及び次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 本学の教員 若干人
- 三 産学官連携推進本部の各部長
- 四 研究基盤推進本部研究基盤企画部長
- 五 特定領域研究推進支援センターの各推進室の室長及び副室長
- 六 その他室長が必要と認めた者 若干人

2 前項第 2 号及び第 6 号に掲げる室員は、室長が指名する。

(室長)

第 4 条 室長は、研究推進統括責任者をもって充てる。

2 室長は、研究戦略推進室の業務を総括する。

(構成員以外の者の出席)

第 5 条 研究戦略推進室は、必要があると認めるとときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 研究戦略推進室の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、研究戦略推進室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 18 年 11 月 22 日から施行し、平成 18 年 11 月 6 日から適用する。
- 2 国立大学法人東北大学研究推進企画室設置要項(平成 17 年 4 月 26 日総長裁定)は、廃止する。

国立大学法人東北大学事務組織規程（抄）

平成 16 年 4 月 1 日
規第 151 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)の事務組織について定めるものとする。

第 3 章 本部事務機構

(本部事務機構の部、課等)

第 5 条 本学に、本部事務機構(以下「本部」という。)として、総務部、教育・学生支援部、人事部、財務部、研究協力部、施設部、広報部、情報部及び国際交流部を置く。

2～6 (略)

7 研究協力部に、次の 2 課及び 1 室を置く。

研究協力課

産学連携課

企画推進室

8～15 (略)

(研究協力課)

第 20 条 研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 研究協力部の所掌事務の総括及び連絡調整に関する事。
- 二 研究推進審議会に関する事。
- 三 科学研究費補助金の申請に関する事。
- 四 21 世紀 COE プログラムの申請に関する事。
- 五 厚生労働科学研究費補助金等各省庁の補助金の申請に関する事。
- 六 学術奨励金及び学術賞に関する事。
- 七 特別研究員、受託研究員その他研究員等に関する事。
- 八 日本学術会議に関する事。
- 九 遺伝子組換え実験の承認申請等に関する事。
- 十 動物実験に関する事。
- 十一 遺伝子治療等研究倫理に関する事。
- 十二 放射性同位元素等の使用に係る許可申請・届出及び放射線障害の予防(特別健康管理に関する事を除く。)に関する事。
- 十三 研究協力の広報に関する事。
- 十四 先進医工学研究機構との連絡調整に関する事。
- 十五 特定領域研究推進支援センターに関する事。
- 十六 その他研究協力部の所掌事務で他の所掌に属しない事務に関する事。

(産学連携課)

第 21 条 産学連携課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 地域連携に関する事。
- 二 産業界等への大学の研究内容紹介に関する事。
- 三 受託研究費、共同研究費及び寄附金等外部資金の受入れに関する事。
- 四 寄附講座及び寄附研究部門の設置に関する事。
- 五 科学技術振興調整費に関する事。
- 六 未来科学技術共同研究センターとの連絡調整に関する事。
- 七 株式会社東北テクノアーチとの連絡調整に関する事。
- 八 財団法人東北インテリジェントコスモス学術振興財団に係る情報収集に関する事。
- 九 産学官連携及び地域連携の広報に関する事。

十 その他知的財産及び产学官連携に関すること。

(企画推進室)

第 22 条 企画推進室においては、次の事務をつかさどる。

一 研究戦略に関する情報の収集及び発信に関すること。

二 科学研究費補助金等競争的資金に関する調査及び分析に関すること。

三 その他研究戦略に関すること。

国立大学法人東北大学評価分析室設置要項（抄）

平成 16 年 5 月 12 日
総長裁定

（設置）

第 1 条 国立大学法人東北大学に、評価分析室を置く。

（所掌事項）

第 2 条 評価分析室は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 大学の教育・研究活動の評価方法、評価基準及び評価体制の企画立案並びにこれらに係る改善の企画立案に関する事項
- 二 国立大学法人東北大学評価委員会が所掌する事項の支援に関する事項
- 三 国立大学法人評価委員会が行う各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価に係る資料の収集、作成、提供等に関する事項
- 四 大学情報データベースの構築並びに大学情報データベース・システムの維持及び管理に関する事項
- 五 国内外の大学の評価に関する資料の収集、分析及び提供に関する事項
- 六 その他大学の評価に係る情報の収集、分析及び提供並びにデータの集積に関する重要事項

（組織）

第 3 条 評価分析室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 総長が指名する理事又は副学長
- 二 教員 若干名
- 三 事務職員 若干人
- 四 技術職員 若干人
- 2 評価分析室に室長及び副室長を置き、室長は前項第 1 号に掲げる室員のうちから総長が指名する者をもって、副室長は室長が指名する室員をもって充てる。
- 3 室長は、評価分析室の業務を掌理する。
- 4 副室長は、室長の職務を補佐する。
- 5 第 1 項第 2 号に掲げる室員のうち評価分析室の専任として配置されたもの及び第 4 号に掲げる室員は、専ら大学情報データベース・システムの維持及び管理を行うものとする。
- 6 第 1 項第 2 号に掲げる室員（第 5 項に定める者を除く。）は、総長が委嘱する。
- 7 第 1 項第 2 号に掲げる室員（第 5 項に定める者を除く。）の委嘱の期間は 3 年とし、再任を妨げない。

（庶務）

第 4 条 評価分析室の庶務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第 5 条 この要項に定めるもののほか、評価分析室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。